No.

全国公害弁護団連絡会議

2016年8月1日

熊本中央法律事務所

熊本県熊本市中央区京町 2 丁目 12 番 43 号 TEL: 096-322-2515 FAX: 096-322-2573

巻 頭 言

環境再生とまちづくり

― 杓子定規な行政の解釈とたたかって―

代表委員

弁護士 篠 原義 仁

川崎公害裁判の国和解(1999年5月)後、川崎では、15年以上にわたって道路公害の根絶のための道路構造対策、道路沿道対策の取組みを継続している。

国道1号(川崎市幸区)、国道15号(同川崎区) 等の取組みのうち、ここでは、国道1号に関連して、杓子定規な国の対応を打破して、「環境再生とまちづくり」の課題の展望が大きく開かれようとしている状況を紹介する。

■ 国交省(旧建設省)は、当初の大気汚染対策としては、交通渋滞の解消、「車線の整流化」が重要で、そのため(現行23m幅の道路につき)「30m拡幅、沿道法に基づく周辺整備を入れると40mの拡幅」を打ち出してきた。

一方、原告側は、道路幅の拡幅は、更なる自動車の移入を呼び込み、大気汚染の増加を導くとして、これに反対し、逆に現行片側3車線を2車線に削減し、その削減した道路幅を自転車歩行者道

に付け替えることを提案した。

この対立の克服の過程は、毎年の公害弁連総会 議案書に譲ることとして、結論としては原告側の 言い分が国交省を圧倒し、全国有数の幹線道路で ある国道1号で、車線削減の合意をかちとった。 そして、具体的な実施策が、この1年間協議され た。

② これを詳述すると、車線削減に伴う自動車走行の影響、とりわけ交差点構造の改良問題(大型車の右折、左折との関係での交差点の停止位置の調整)は、原告側の意見を採り入れて、国交省と所轄警察署、神奈川県警との協議が行われ、ようやくその協議が整うところとなった。

その結果、残る課題は「歩道の広幅員化」に伴 う構造問題のみとなった。

その構造は、①自転車歩行者道(4m幅について歩道と自転車道を混在させ、車道寄りに2m幅でカラー化して自転車道を設置)、②歩道、自転

車道の区分け(歩道2m、自転車道2mで段差を設け、双方向OKの自転車道を車道上に組み込む)、③歩道、自転車レーンの区分け(歩道3m、段差を設け1.5mの片側通行の自転車レーンを車道上に設置)という3つの案が検討の土俵に載せられた。

国交省は、歩道幅が、現行歩道幅と同じになる②案の選択はないとし、他方、③案の選択は、1.5m 自転車レーンは片側通行(法令上双方向走行には 2m以上が必要)で、そのため、反対走行の自転 車は必然的に歩道上を走行し、そして、車道上を 大型車とともに走行することを避ける人たちの走 行も、必然的に歩道を走行することとなり、結局、 自転車歩行者道と異なることにはならないという ことで、原告側が反対し、両者の協議は、すり合 せ作業の結果、①案で確定した。①案は、原告側、 地元住民側の強い要望ということで提起され、結 果、国交省もこれに同意し、①案が確定した。

❸ しかし、①案の確定は、協議相手の国交省関東地方整備局横浜国道事務所が合意したということのみを意味し、その後、すなわち、今春以降、国交省本省、関東地整からの激しいまき返しにあうところとなった。

2014年11月、国交省道路局と警察庁交通局は共同して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を定めて、公表した。

そのガイドラインは、文言上の記載はともかく として「現地の道路実態を知らない」「地元住民 の要望、要求も知らない」なかで全国一律に定め られたもので、きわめて杓子定規なものとなって いる。

ガイドラインは「自転車は都市交通等において 重要な移動手段となっている」「一方、自転車は 車輌であるという認識の希薄化」から「自転車対 歩行者の事故数はこの10年間で増加している」 という一般的認識の下に、「自転車は車輌であり、 車道を通行することが大原則」で、「歩道を通行 できるのは、運転者が児童、幼児、高齢者などの 場合に限る」という方針を打ち出した。

その一方で、ガイドラインの位置づけを関係当局は、「自転車利用整備に関係する河川管理者、港湾管理者等の行政機関や地元住民、道路利用者と連携して実施すべき」とし、「地域の実情を十分踏まえ、関係機関等と適切な役割を分担した上で、実施されることが望ましい」とした。

また、「具体的な取組みの検討にあっては、地域の課題やニーズ、交通状況などをも十二分に踏まえる必要がある」とし、そして、自転車ネットワーク計画にあっては、面的なネットワーク路線を選定してその計画を立てる、とした。

このガイドラインの「趣旨」をふまえて、ということで、横浜国道事務所は、5月に至り本省(関東地整)の「反対」にあい、①案の実施は不可能であると原告・住民側に回答した。

何!? 原告・住民側は、この回答に猛反発し、 ①案でとりまとめるよう横浜国道事務所に再回答 し、ダメなら6月1日の公害総行動の本省交渉で 問題とすると通告した。

そして、迎えた6月7日の交渉。智恵は出てくるもので、国道事務所は、①案の変化球というべき妙案を提案してきた。それは、10年有余にわたって原告側と関東地整・国道事務所間で築きあげてきた信頼関係を崩さないために、国道事務所が知恵をしぼり出した案となっている。

その妙案は、原告・住民側要求の①案(4m幅で自転車歩行者道を設置)を維持しつつ、車道50cmの路肩を利用して、これをも含めて車道1m幅につき、「矢羽」の表示をして、これを車道上の自転車道として位置づけ、ガイドラインをクリアするというものであった。

行政の解釈としては、きわめて現実的なもので

- 国道 17号(中山道)にも「矢羽」方式の採用は あるということで - 杓子定規な解釈から弾力的解 釈への転換となるに至った。

ちなみに、川崎市川崎区の市役所通り(川崎市が工事を実施)では、すでに原告側要求に添った自転車歩行者道が設置され、同じ国道 15 号(但し、この歩道幅は、13m ときわめて広い)でも同様な自転車歩行者道が設置され、そして、今秋から来春の工事実施をめざして川崎市が施工者となり、市役所通りと並行的に走る新川通りについても同様な計画が進行している。

「面的な自転車ネットワークの構成」という観点からしても、国道1号の今回の方針の確定は、 地元要求に根ざしたもので、きわめて正当なもの となっている。

毎年報告してきた内容が、いくたのヤマをこえて、ようやく実現する見通しとなった。国道1号という幹線道路で、車線削減をかちとった意義は大きく、全国的な道路反対運動のなかでも特筆

すべき成果と思われる。

一方、1951年に現行23m 道路を30mにするとした都市計画決定は、未だ生きつづけている。車線削減の要求を受け入れた以上、現行23m道路を30mに拡幅する余地はない。

地方分権一括法が成立した現時点では、政令指定都市である川崎市都市計画委員会が、その廃止決定の権限を有しているが、その委員会では「地権者の3分の2の発議」が必要となっていて、その地権者は、国交省にほかならない。

しかし、6月1日の総行動の交渉でも前記都市 計画決定の廃止手続について、国交省は「都市計 画決定は、いつ起き出すかわからない」と無意味 な応答をして、全く関心を示さなかったと報告さ れている。

国を動かし、川崎市を動かし、都市計画決定を どう廃止してゆくか。この局面でも杓子定規な対 応に終始する国交省をどう突き動かしてゆくか、 国民目線での私たちの課題は尽きない。

よみがえれ!有明訴訟の現状と展望

よみがえれ!有明訴訟弁護団

弁護士 堀 良 一



1 これまでの経緯

有明海の子宮と言われた諫早湾が干拓事業による潮受堤防で閉め切られたのは1997年4月である。以後、深刻な漁業被害が累積し、多くの漁民が親から受け継いだ漁業をあきらめた。借金に苦しみながら自ら命を絶った漁民も少なくない。

そのような中、佐賀地裁に続き、2010年12月に福岡高裁が再び開門を命じ、この判決は上告されることなく確定した。開門確定判決は8年にわたる裁判闘争の結果、有明海漁民がようやく手に入れた有明海再生の最後の希望だった。

ところが国は、長崎県や地元の農民らが開門した場合には被害発生のおそれがあるといって反対

していることを口実に、開門確定判決を守ろうと しない。行政が司法の命令を守らないという三権 分立を定めた憲法をないがしろにする憲政史上初 の異常事態は今もなお続いている。開門に伴う被 害のおそれは、事前の対策工事をしっかり行い、 開門方法を工夫することで対応可能である。漁業 者は早くから農業も漁業も地元の人々が望む防災 もともに実現する段階的開門の開門協議を呼びか けてきた。

2 長崎地裁による 「開門に代わる漁業環境改善措置実施」 の和解勧告と国の基金案

長崎地裁は、平成28年1月18日付で書面による和解勧告をした。同和解勧告は、国による開門に代わる漁業環境改善措置の実施を基本として和解を実現する旨の内容であった。

この和解勧告を受け、国は5月23日の期日において、「開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案について-有明海振興基金(仮称)の創設-」と題する資料をもとに、開門に代わる漁業改善措置としての基金案を提案した。基金は一回きりのものであり、有明海沿岸4県の自治体と漁業者団体を中心とした組織において運用して、従来からの取り組みを加速させるというものであった。

3 長崎地裁和解勧告と 国の基金案の問題点

「開門に代わる漁業環境改善措置実施」という 長崎地裁が示した和解の枠組みは、有明海再生を めぐる歴史的経緯を無視したものである。

有明海においては、平成14年11月施行の有明 海・八代海特措法、および、平成16年5月の亀 井農水大臣発表にかかる「開門調査に代わる新た な取り組み」に基づき、これまで、開門をタブー 視した再生事業が進められてきた。既に「開門調 査に代わる新たな取り組み」からだけでも12年 が経過し、この間、国、地方併せて調整池の水質 対策に500億円以上、それ以外の漁場環境改善対 策に430億円以上の資金を投入したにもかかわら ず、漁場環境改善は一時的な対処療法的効果しか 生まず、未成熟な養殖技術の改善でお茶を濁して いる状況である。調整池の水質は全く改善しない ままである。こうした歴史的事実を踏まえれば、 もはや有明海再生のために残された途は開門以外 にはない。

従来の取り組みを加速させるというだけの国の 基金案に有明海再生の未来を託せないのは明らか である。

4 和解協議の今後

あまりにも長い漁業被害の実態を踏まえれば、 開門に反対する人々も交え、段階的開門によって 農・魚・防災がともに成り立つ途を和解によって 早期に実現することが重要である。

わたしたちは、ただちに和解の席を立ったりせず、長崎地裁の和解の枠組みや国の基金案を粘り強く批判しつつ、和解協議を正しい枠組みのレールに乗せるべく、全力をあげている。

この間、基金案は、勝訴漁民のみならず、有明 海沿岸の全ての漁業団体が否定的にしか受け止め ない状況が出てきている。

有明海再生に向けて、今、確定判決後の最大の つばぜり合いが展開されているところである。

【若手弁護士奮戦記】

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟

弁護士 福光 真紀



1 弁護団に加入した

小学校の頃、四大公害事件として授業で、くる くる回って踊っているような患者さんの映像を見 たのが水俣病との出会いでした。その映像は、白 黒でしたので、昔に起こったことなのだろなあ、 昔の人は大変だったんだなあと思っていました。

法科大学院で環境法を履修した際に、授業の課題で、原田正純「水俣病」を読むというのがありました。この本を読んで驚いたことが、水俣病に罹患している人が今も生きておられることでした。小学校の頃に、見た映像では随分昔のことと思っていましたが、水俣病は過去のものではなく、現在も水俣病で苦しんでいる方がおられることに非常に驚きました。

その後、水俣病の特措法の申請に期限があることをテレビのニュースで見て、申請を知らなかった方の救済はどうするのかな、裁判しかないのかななどと考えていました。

弁護士登録(平成27年1月)をして数か月たったころに、講演会で出会った早川光俊先生と以前から面識のあった中島宏治先生から「水俣病の弁護団会議があるから見学においで。嫌だったら、辞めてもいいから。弁護団は、勉強になりますよ。」などと数日違いで誘われました。先生方のお誘いにより、水俣病の特措法の申請を知らずに申請できなかった人や申請したが認められなかった人が多数おられて、裁判になっていることを知りました。弁護士になったら、弁護団活動をしたいと考

えていたことや水俣病の解決にお役に立ちたいと 思ったことから弁護団に加入させて頂きました。

2 近畿弁護団の活動内容

(1) ノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟近畿弁護団では、現在 14 名の弁護士が活動されています。 西淀川の公害訴訟で弁護団活動をされてきたベテランの先生方や 50 期、60 期代の先生方と幅広い年代で構成されています。

私が勤務する事務所には、60 期代の弁護士 しかいないため、経験豊富な弁護士の皆さんと 話をすることや質問することができ、大変勉強 になっています。

近畿弁護団の活動は、近畿訴訟の対応の他に、 ノーモア・ミナマタ訴訟の熊本・東京・新潟の 弁護団との合同会議や熊本訴訟の傍聴、現地調 査への参加などがあります。以下、私が、かか わった活動について紹介したいと思います。

(2) 弁護団会議

私が、初めて弁護団会議に出席した頃は、第3陣原告までの提訴が終わった段階でした。初めて参加した時は、弁護団会議で皆さんが何の話をしているのか、よくわからない状態でした。それでも、あきらめずに、何度も弁護団会議に出席し、書面やMLを読んだりしていくうちに、疫学や病像、暴露、被害、時効などが争点になっていることなど、話の内容がわかるようになっ

てきました。

現在は、原告の陳述書を、他の先生方に「もっと、具体的に書かないとわからない。」など、たくさんダメ出しされながら、作成しております。ベテランの先生方へダメ出しが出ることもあり、弁護士2年目の私にダメ出しが出ても仕方ないなと、少し安心している点もあります。原告の陳述書は、原告の有機水銀の暴露や被害などを立証する大切なものですし、陳述書作成は、日常の業務にも役立つので、先生方の厳しいダメ出しを解消していくことにより、成長したいと思っています。

(3) 現地調査

ノーモア・ミナマタ訴訟の原告団や弁護団な どでは、毎年1回現地調査を実施しています。

平成27年8月には、不知火海クルージング の現地調査に行ってきました。

水俣病の行政の救済方法では、対象地域内や 対象地域外などと区切りが設けられています。 しかし、不知火海のクルージングで実際に船か ら水俣病の被害者がおられる地域を見ました が、海の中には、地域を分ける壁や線は全くな く、魚は自由に泳いでいました。行政による対 象地域内や対象地域外という線引きが全く不合 理であることがよくわかりました。

原告さんたちから、「魚が主食だった。」という話を聞くことが多かったのですが、私は、内心お米が主食じゃないのかなと思っていました。ところが、現地調査で、船の上から、陸を見たとき、海からすぐ急な斜面の山となっており、平地が少ない地形で、8月なのに田んぼの緑はほとんどみることができませんでした。現地調査に行って、地形的に米が多く作れない土地であるうえ、目の前の海には豊富に魚が泳いでいるわけですから、主食が魚なのは当然だと

思うようになりました。

これらのことを、理解することができ、現地 へ足をのばすことの重要性を認識しました。

(4) 裁判期日

近畿訴訟の裁判期日の日は、多くても50名 ほどが集まる程度ですが、期日の後には原告さんたちの希望で毎回懇親会をしています。懇親 会では、原告さんから、症状が出ていて変やと は思っていたけど、水俣病は昔見たくるくる 回って踊るような症状の病気と思っていて、ま さか自分が水俣病とは思っていなかったという 話を聞きました。この話を聞き、いまだ自分が 水俣病に罹患していることに気づいていない方 がおられるのではないかと思いました。

3 これから

弁護団に参加してから1年余り、まだまだ、微力ですが、一人でも多くの水俣病の被害者の力になれるように、これからも奮闘していきたいと思います。



建設アスベスト訴訟 京都地裁判決の意義と展望

弁護士 秋 山 健 司 (京都第一法律事務所)



企業の不法行為責任を認める! 史上初の判断!

2016年1月29日、京都地方裁判所は、関西建設アスベスト京都訴訟(原告数27名、被害者数26名)において、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額1億418万円、建材企業9社に対して総額1億1245万円、合計で2億1600万円余りの支払いを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。全国で闘われている建設アスベスト訴訟において、初めて企業の不法行為責任が正面から認められました。

アスベストの危険性や建材にアスベストが含まれていることを知らされないまま建設作業に従事し、アスベスト粉じんを吸引し、石綿肺、肺がん、中皮腫などの重篤な病を患い、中には、呼吸ができずもがき苦しみながら亡くなった原告の皆さんの被害に正面から向き合おうとした判決でした。

2 国の責任を 4 たび断罪

判決は、石綿含有建材吹付作業者に対する規制については1972年10月1日以降、建設屋内での石綿含有建材切断等作業については1974年1月1日以降、屋外での石綿含有建材切断等作業については2002年1月1日以降の国の規制権限不行使の違法を認めました。建設アスベスト被害で国の責任が認められるのは、東京、福岡、大阪の各地裁判決に続き4度目であり、この点に関する司

法判断はもはや確立したものといえるでしょう。 また本判決は、屋外作業に関する規制権限不行使 の違法を初めて認めるとともに、防塵マスクの着 用と警告表示の義務付けに加え、集塵機付電動工 具の使用や吹付作業者に対する送気マスク着用義 務付けの必要性を初めて認めて必要な規制の範囲 を広げるなど、積極的な判断を行いました。国は 本判決を真摯に受け止め、いまこそ全面救済へと 動き出すべきです。

他方で本判決は、いわゆる「一人親方」について、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして国の損害賠償責任そのものを否定しました。この点は、大阪高裁での控訴審で克服すべき重大課題です。この点は、京都地裁判決において、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題であるということが述べられています。労働実態が全く同じでありながら「一人親方」を救済範囲から外して切り捨ててきた国の姿勢を厳しく批判するものといえるでしょう。アスベスト被害に対しては立法府も真摯に向き合わなければならないことがはっきりとしました。



3 厳しく断罪された企業の不法行為責任

本判決は、主要なアスベスト建材企業である A&A マテリアルやニチアス、ノザワなど9社に ついて、被害者 23 名との関係で共同不法行為責任を肯定し、同種訴訟で初めて企業の賠償責任を認めました。原告らの被害を正面から見据え、アスベストの危険性を知りながら、利益追求のため、安全であるかのようにアピールして製造・販売を続けた企業の加害責任を認めたものとして高く評価できます。

これまでの判決では、使用した建材を特定する ことができないという理由で賠償が認めらません でしたが、本判決では、建材の特定と企業の絞込 み作業を最大限尽くした原告側の姿勢を受け止め た判断がなされました。

長期間にわたって無数の現場で仕事をしてきた 建設職人にとって、就労した現場や使用した建材 を特定することなど不可能です。ましてや、建材 メーカーは、危険性を知りつつも、「アスベスト が入っていて危険などと表示すれば、建材が売れ なくなってしまう」という理由で、その建材にア スベストが入っているということさえも表示して いなかったのです。本判決は、「損害の公平な分担」 という不法行為の考え方を正しく捉えた、極めて 常識的な判断と言えるでしょう。 企業責任を認めた本判決の判断は、個別の事情が理由で結論的には責任が認められなかった原告にとっても、全国の全ての同種アスベスト訴訟の原告らにとっても法的救済の可能性を拓くものであり、大きな意義を有しています。

4 画期的勝利は全国の原告団・弁護団、 そして皆様の奮闘・支援のお陰

この画期的な判決は、命がけで闘ってきた原告、 京建労の支援、全国各地の原告団・弁護団の奮闘、 そして関係者の皆様の支援があってこそのもので した。裁判所に積みあがった 60 万筆近くの署名 が、裁判所の背中を大きく動かしたことは間違い ありません。

5 この判決を契機に早期全面救済へと

関西で建設アスベスト訴訟が動き始めてからは 5年、全国に先駆けて立ち上がった東京訴訟の提 訴からは既に8年もの年月が経過しており、原告 らの「いのちあるうちに救済を」との願いは切実 です。国及び建材企業は、本判決を真摯に受け止 め、原告らに謝罪し速やかに賠償責任を果たすべ きです。全国の力と英知を結集して、全面解決へ と一致団結して取り組んでいきましょう!



高浜原発 1、2 号機差止行政訴訟を 名古屋地裁に提起

TOOLD40~デンジャラス原発にレッドカードを!~

高浜原発 40 年廃炉・名古屋訴訟団長

弁護士 北 村 栄 (愛知県弁護士会)



1 はじめに

2016年4月14日、運転開始から40年経った 福井の高浜原発1、2号機の差し止めを求める行 政訴訟を名古屋地裁に提起した。老朽化原発に焦 点を当てた訴訟は全国初である。第1回弁論は7 月13日に行われた、

(被告)

国 処分庁は原子力規制委員会

(処分の対象)

設置変更許可、運転期間延長認可 工事計画認 可 保安規定変更認可。

(訴訟類型)

上記処分の差止めの行政訴訟。なお、提訴後認 可決定がなされたので取消訴訟へ移行の予定。

原告(第1次)76名(愛知30、福井11、京都10、14都府県)。2次提訴の予定あり。

2 訴訟を提起した意味

ご存知の通り、3・11後、運転開始から40年 を超えた原発の運転は例外中の例外と言われた が、政府・電力会社だけでなく、厳しい審査を行 うべき原子力規制委員会も追随する動きを見せた ため(実際に提訴後の6月20日に運転期間延長 認可をした)、急遽阻止せんとしたのが、今回の 訴訟である。

特に、原発の危険性は福島事故で痛感したが、 40年超の老朽原発である高浜1、2号機は二重の 意味で危険であることは誰の目からも明らかであり、何としても止めねばと熱い志を持った弁護士が集まり、最初の会議からわずか2ヶ月の準備で提訴に至った。

訴訟類型としては、民事訴訟ではなく、新規制 基準の問題性と規制委員会の審査の是非を真正面 から問うために行政訴訟にした。

また、立地県でも隣接県でもない名古屋で提訴をしたのは、①行政訴訟のため名古屋地裁に管轄があったこと、②偏西風が吹き 130km離れた名古屋にも大きな被害が及ぶこと、③名古屋での原発差止訴訟は初めてであり、市民の大きな応援が得られると考えたからである。実際に、提訴発表時から、よくやってくれた、ぜひ応援したいとの声が多数寄せられ人も結集した。

3 争点 1 (新規制基準の問題性)

(1) 総論的問題点

- ①基準の不明確姓
- ②立地審査の停止
- ③防災審査の不存在
- ④放射性廃棄物処理方法審査の不存在

(2) 各論の問題点

①耐震安全性

ア 基準地震動の問題

新規制基準では従前の耐震設計審査指針を 若干詳細にしただけで、策定手法は基本的に 福島事故前のままである。加えて、最近熊本 大地震のデータから島崎邦彦元規制委員が、 基準地震動が過小評価されている恐れがあり 「見直しが必要」と述べたことは重大な指摘 である。

イ 重要度分類指針

外部電源と主給水ポンプが共にSクラスでない問題がある。

ウ 炉内構造物の耐震安全性

規制委員会は耐震安全性確認のための必須 の試験(加振実験)を認可決定後でよいとし たが極めて問題である。

- ②対津波安全性
- ③テロ対策
- ④使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プール の危険性
- ⑤過酷事故対策の不備
- ⑥防災審査の不存在及び防災計画の不備

4 争点 2 (旧式・老朽化問題)

①ケーブル問題

難燃性ケーブルの取り換えに替えて「防火シート」などによる対策を、その安全性の実証試験抜きに認めたことは、明らかに裁量権を逸脱し違法である。

②老朽化問題 - 中性子照射脆化の問題がある。

原子炉圧力容器の温度が急激に低下した場合 に、圧力容器にひび割れが入り破壊してしまう破 滅的シナリオが否定できない。

5 全国的な差止訴訟の中での 本件訴訟の位置づけ

3・11後、3つの差止の判断が出たが、まだ司法

の大きな流れが出来たとは言えない状況である。

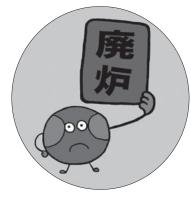
その中で、老朽化原発に焦点を当てた本訴訟は、 新聞でもトップ記事で扱われる等非常に注目を浴 びる訴訟となった。特に、二重に危ない原発なら 勝って当然だろうとの見方もあるが、逆に言えば この裁判で負けることがあれば、差止訴訟全体に 大きな暗雲が垂れ込めることになる。加えて、行 政部の裁判官を相手に国に勝訴をすることは本当 に大変である。

6 勝利のために

このように、何としても勝利せねばならないが 道のりは容易でない。そのため、弁護団は地元名 古屋のみならず、熱い思いを持った若手弁護士は じめ多数の全国の名だたる弁護士が実働で加わる ことになった。

また、裁判官の心を動かすには、一般市民の世論の盛り上がりが不可欠であり、訴訟を支える市民の会と共に力を合わることが最も重要である。そのために、勉強会・報告会の開催、イベント・アクションへの積極的参加など、市民の方々と明るく元気に裁判も運動も盛り上げたい(立派な HP http://toold-40-takahama.com/ や Facebook、Twitter、また、ロゴの作成、デンジャラス君、レッ







ドカード君という他の訴訟団にはないマスコット キャラクター、その着ぐるみまでも出来上がった)。 本年4月14日、熊本大地震が起こった。今回

本年4月14日、熊本大地震が起こった。今回 の地震も全く予想されていなかった地震であり、 人知の予想がつかないことが起こるとの私たちに 対する再度の警告である。この教訓を常に意識し、 市民と手を携えて、原発がない世界を見据え、日本の真ん中、名古屋の地から全国に大きなうねり を起こしていく決意である。

全国初の現地検証

~福島原発事故被害(強制避難区域・自主的避難等対象区域)~

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団 弁護士 **深 谷** 柘

1 強制避難区域での検証

2016年3月17日、防護服に身を包んだ福島地 方裁判所の裁判官3名が、強制避難区域である浪 江町、双葉町、富岡町に立ち入った。

~浪江町(畜産農家を営んでいた原告宅及び畜舎 (居住制限区域))~

獣に荒らされた自宅、荒廃した畜舎を見分した。 畜舎では、事故前にどんな方法で牛を育てていたか、 原告が子牛への水やりを実演しながら説明した。

事故後2ヶ月近く経ってようやく原告が一時帰宅できたとき、牛たちは畜舎の至るところで餓死していた。飲み水を求めて水路に落ち、挟まったまま死んでいる牛たちもいた。それらの光景を、当時の写真を示しながら説明した。

~双葉町(双葉駅前商店街、原告宅(帰還困難区域))~ 事前に自治体に立入許可申請し、牛踏ゲートで 一人一人が身分証確認を受けた後、帰還困難区域 に立ち入った。

双葉駅から原告宅まで、無人の商店街を歩いた。 移動中、原告は裁判官に対して商店街にあるお店 一軒一軒について事故前の思い出を語っていた。 原告宅では、線量計の警報機が鳴り続ける中、 原告が長年手入れしてきた庭や避難後も大切に 守ってきた自宅内を検証した。

原告宅から見える国道6号線には、事故前と同じように多くの車の往来があった。その数メートル離れたところに、事故当時のまま切り取られ、 荒廃した原告宅や無人の商店街があった。

~富岡町(原告宅(居住制限区域))~

夜ノ森の桜並木に車を停め、同じ町でありなが ら帰還困難区域と居住制限区域に分断されたゲー トに沿って歩き、原告宅に向かった。

原告が、事故前生きがいとしてきた稽古事の生 徒達とのかかわりが事故によって奪われてしまっ たことを訴えた。



裁判官らは、各検証場所で、深くうなずきながら原告の言葉に耳を傾け、検証終了後には原告一人一人に頭を下げた。

2 福島市内(自主的避難等対象区域)での検証

同年 6 月 28 日、福島市内において、仮設住宅、 保育園、果樹農家の自宅・果樹園の検証が行われた。 **~仮設住宅~**

浪江町から避難した原告が暮らす仮設住宅を検証した。4.1 帖ほどの居室に、裁判官3名を含む9名が立ち入り、その狭さ、生活音、結露、カビなどについて説明した。

~保育園~

福島市東部の渡利地区にある保育園を検証した。園が独自に導入した食品測定器、放射線量を遮断するために並べられたペットボトル、園庭の除染、汚染土の埋立地、モニタリングポストなど、事故後、園児を守るためにとられてきた対策について見分した。園児が事故前に楽しんでいた周囲の山々での散歩が実施できないままであることを説明した。

~梨農家の果樹園~

福島市西部の笹木野地区にある果樹園を検証した。果樹農家が、長年、どのような思いで土作りをし、果樹を育ててきたのか、その土壌が放射能汚染されたことによってどのような負担を強いられているのか、原告の祖父が植えた樹齢80年を超える梨の木の前で現場指示が行われた。樹体除染の実演、除染不可能な樹園地の空間線量・土壌汚染計測方法、自宅周辺のホットスポットの存在等について説明した。

裁判官は、それぞれの検証場所で原告代理人と 原告の言葉に熱心に耳を傾けていた。雨の中、現 場指示が聞き取りにくくなるとして雨具のフード を被らなかった裁判官もいた。国と東京電力が被害はないとしている地域において、事故から5年経った今も続いている原告らの被害を裁判官に見せることができたことは大きな成果である。

3 検証実施に至るまで

当弁護団で現地検証を被害立証の重要な柱として位置づけてきたのは、裁判官に、放射能汚染による被害を直接体感してもらい、原告ら被害者が事故前どのような暮らしを大切にしてきたのか、そしてそれをどのように奪われているのかについて直視してもらいたかったからである。

今回の検証は、2014年7月に検証申立をしてから約2年経ってようやく実現した。幾度となく、法廷で検証の実施を求める意見陳述を行い、期日間に裁判官との協議を重ねた。法定外では、関係自治体と協議し、十数回にわたって現地の下見を実施した。限られた時間で、どの部分を裁判官に見せ、何を感じてもらうか、弁護団内で何度も議論してきた。

強制避難区域の検証後に実施された本人尋問において、双葉町の原告は「双葉町でも大熊町でも浪江町でも、みな同じような田舎町です。でも、そんな町であっても、我々にとっては住み慣れた町で、いきなりこういう避難命令で田舎丸ごと、町ごと無くなっちゃうというのは、ちょっと我々には考えられない出来事なんです。ふるさとというのは、昨日今日で築けるものではないと思います。やはり先祖から100年、200年続いて、そこで定着して住んで初めてふるさとなんです。……ですから、それをなくすということはとんでもない話だと、私は思っています。」と語った。このとき、裁判官は小さく頷いたような仕草を見せた。双葉駅や原告宅の情景が浮かんでいたのではないだろうか。

4 最後に

原発事故から2年目の2013年3月11日に国と東 京電力を被告として提訴した集団訴訟は3年目に入 り、いよいよ結審へ向けた正念場を迎えている。

国と東京電力がこれまで切り捨ててきた約4000名の原告らの被害を認めさせるため、最後まで尽力したい。

【若手弁護士奮戦記】

ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟に参加して

弁護士 池 田 実 佐 子

1 ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟の今

平成28年5月25日、ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟の第8回弁論期日が開かれました。この日は、今後の方向性を左右する重要な期日でした。奇しくも昭和31年5月の水俣病の「公式確認」からちょうど60年、水俣病の闘いにとって節目でもありました。

水俣病訴訟は、昭和42年提訴の新潟水俣病第一次訴訟から始まり、先輩方が積み重ねてこられた長い歴史があります。ただ、ノーモア・ミナマタ第二次訴訟の原告の症状は、これまでの訴訟の原告よりも程度としては軽いと評価される神経症状であることの他、多くの原告は、水俣病特措法上救済の対象外とされた地域に居住歴があり、また年代も対象外という方も含まれます。そのため、個々の因果関係の立証のハードルが高いという事情があります。これまでの水俣病訴訟では、疫学的立証を全面に押し出し闘ったケースはないそうですが、本訴訟の弁護団の方針として、疫学的立証が主戦場の一つとして位置づけられました。第8回期日は、それを裁判所にアピールする期日となりました。

2 ノーモア・ミナマタ東京弁護団への参加

私は、東京弁護団に参加してまだ半年程度です。 参加のきっかけは、現在の事務所への移籍でした。 入所初日、ちょうど弁護団会議が予定されており、 事務所の中杉喜代司弁護士のお誘いを受け、会議 に出席しました。

それまで弁護団活動とは全く無縁の弁護士生活を送ってきました。ただ、もともと弁護団活動に 関心があり、特に公害は、私も無関係ではありませんでした。

私が弁護士になる前、故郷で産業廃棄物の問題が持ち上がったことがありました。ある時、地域の私有地を買った業者がそこに産廃を運び込むようになりました。しばらくして住民が周辺の木等生態系の異変に気付き、水質の調査がされました。その後、住民はごみ問題専門の弁護士に依頼をしました。その産廃を生み出していた大元の大手鉄鋼会社は、当時それを環境に優しい産廃と謳っていました。そのため、汚染自体を素直には認めないだろうと、住民としても訴訟覚悟の構えでした。ところが、交渉開始後、業者は、早々に産廃を撤去し、土壌もきれいにし、去っていきました。産

廃問題でここまでスピーディーな解決は珍しいと のことでした。その背景には複数の要因がありま したが、業者側の弁護士の理解ある対応も一因 だったようです。幸い、健康を害する程の被害は なく終わりました。

当時、私は故郷から離れ暮らしていましたが、 当たり前にある慣れ親しんだ故郷が失われること の耐え難さを初めて想像しました。このような経 緯もあり、是非携わりたいと弁護団に参加しまし た。

弁護団会議や今年3月に熊本で開催された公害 弁連総会・水俣の現地調査への参加を通し、これ まで出会う機会のなかった先輩弁護士の活動を目 の当たりにし、多くの刺激を受けることになりま した。

3 今後の課題

今後、疫学による立証を裁判所に納得させることが、弁護団の大きな課題となっています。

また、今夏、原告の陳述書の作成がスタートします。疫学等の議論を詰めることの他、勝訴判決を得るには、原告の訴える被害について、救われるべきものであることを裁判所に印象付けることも必要です。原告の症状は多岐に亘りますが、手足の痺れで眠れなくなる、よく転んでしまう、耳鳴りがする、といったことが日常茶飯事だそうです。ただ、症状の性質上、なかなか目で客観的に確認することのできないものです。これから弁護団では、原告の日常的な支障や受けてきた精神的苦痛を具体的にし、どのような陳述書を提出するのか、サンプルを練るところからスタートします。その上で、それぞれの原告のご自宅を訪ね、聴取を進めていくことになります。

私は、原告の方々が長い間、どのような生活を送って来たのか、どれだけの支障を感じてきたのか、まだまだ知らない、理解のできていないことがたくさんあります。原告の方と直接じっくり話す中で、少しでも被害が裁判所に伝わるよう役立ちたいと思います。

【 巻頭言】 環境再生とまちづくり	弁護士	代 篠原	表委員	1
―― よみがえれ!有明訴訟の現状と展望	よみがえ 弁護士	れ!有明 堀	弁護団 良一	3
【 若手弁護士奮戦記】 ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟	弁護士	福光	真紀	5
―― 建設アスベスト訴訟京都地裁判決の意義と展望	弁護士	秋山	健司	7
高浜原発 1、2 号機差止行政訴訟を名古屋地裁に提起 _{高浜原発} TOOLD40 〜デンジャラス原発にレッドカードを!〜	40 年廃炉・ 弁護士	名古屋訴 北村	訟団長 栄	9
全国初の現地検証 「生業を返せ、地域を返せ ~福島原発事故被害(強制避難区域・自主的避難等対象区域)~		事故被害 深谷	弁護団 拓	11
【 若手弁護士奮戦記】 ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟に参加して	弁護士	池田実	E佐子	13